

政治資金規正法施行規則の改正について

1. 経緯

平成26年3月に公表した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」（以下「取りまとめ」という。）において、登録政治資金監査人の業務制限の範囲について今後の方向性が示された。そのうち「制度的対応が必要」とされたものについて、取りまとめで示された方向性をもとに、平成26年度第6回政治資金適正化委員会において業務制限の対象とすべき具体的な範囲について検討を行い、登録政治資金監査人の業務制限の対象に、自らが作成・徴取した会計帳簿等の関係書類について、自ら政治資金監査を行うこととなる場合を追加することとすべきとの結論に至った。

その上で、この取扱いの検討を所管庁に要請したところ。

2. 対応の方向性（政治資金規正法施行規則の改正）

業務制限の対象となる者を規定している政治資金規正法施行規則第17条について、現行の業務制限の対象である会計帳簿等の関係書類を作成・徴取する役職にある者等が、当該役職を辞した後に自ら作成・徴取した会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うこととなる場合を追加する旨の改正を行う。

3. 今後の主なスケジュール（予定）

平成27年8月～ 意見公募手続（30日間）

9月下旬頃 一部改正省令の公布（官報掲載）

10月～12月 当委員会による改正内容の周知

（本資料を平成27年度第3回委員会の公表資料とする等により実施）

平成28年1月1日 一部改正省令の施行

（平成28年1月1日（解散分は平成28年1月1日以降の解散団体分）から実施する政治資金監査から適用）